

「吉川堰地区農村地域防災減災事業調査計画委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和4年6月27日

中南地域県民局長

記

1 業務名

吉川堰地区農村地域防災減災事業調査計画委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、吉川堰地区農村地域防災減災事業の調査計画等を行い、事業計画を策定することを目的とする。

(2) 概要

測量業務 1式

調査計画業務 1式

3 応募資格及び応募要領

別添応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町4（弘前合同庁舎3階）

中南地域県民局地域農林水産部

TEL 0172-33-6054 FAX 0172-32-4234

担当者 農村計画課 福土、加福

吉川堰地区農村地域防災減災事業調査計画委託応募要領

1 業務名

吉川堰地区農村地域防災減災事業調査計画委託

2 業務の目的

本業務は、吉川堰地区農村地域防災減災事業の調査計画等を行い、事業計画を策定することを目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の翌日から令和5年3月17日(金)までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の(1)及び(2)の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体(公益法人を含む。)のいずれかに該当する者

(2) 参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和58年2月青森県規則第6号)第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者(企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。)、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領(平成13年4月1日施行)に規定する資格を有する者(企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。)、または、令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。(企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号)等に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店または支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学、総合技術監理部門：農業－農業土木又は農業－農業農村工学）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者であること。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し、及び県内に本店または支店を有していることを確認できる書類の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

(2) 提出期間

令和4年6月28日(火)から令和4年7月7日(木)まで

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績(企画提案書様式2)

前年度からの過去10年間における3に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書(積算内訳)(企画提案書様式4)

本業務に係る見積書(積算内訳)を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により2部（正1部、副1部）提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和4年6月28日(火)から令和4年7月11日(月)まで

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準(別添「評価基準及び留意事項」参照)

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性

ア 過去10年間の同種業務の実績（同種業務とは、3に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性(見積書による。)

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の選定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、**令和4年7月21日(木)**までに企画提案書を提出した者に通知(別紙様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く。)以内に中南地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町4(弘前合同庁舎3階)

中南地域県民局地域農林水産部

TEL 0172-33-6054 FAX 0172-32-4234

担当者 農村計画課 福士、加福

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 中南地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で、提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、中南地域県民局長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、**令和4年7月8日(金)**までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

1 1 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、13,904千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、中南地域県民局長と企画提案書の見積書の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

1 2 応募・照会等窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町4(弘前合同庁舎3階)

中南地域県民局地域農林水産部

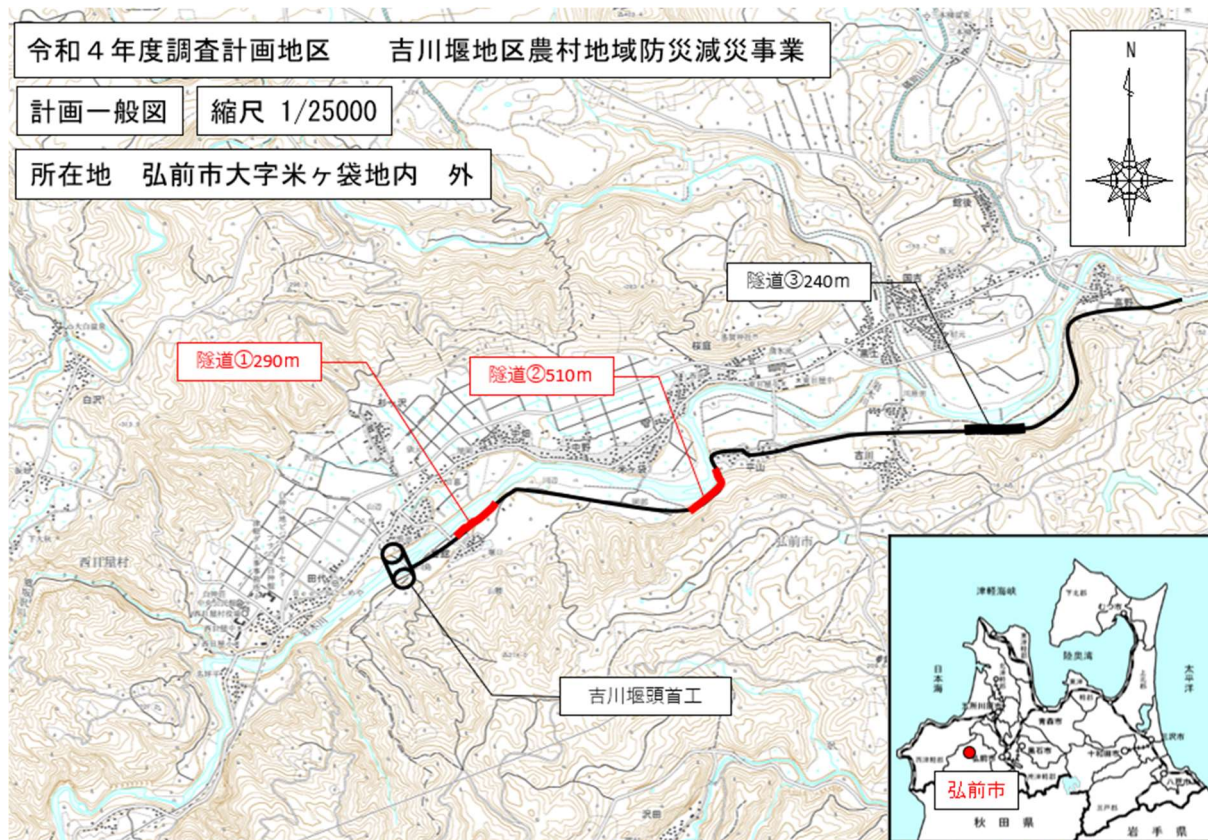
TEL 0172-33-6054 FAX 0172-32-4234

担当者 農村計画課 福土、加福

(別添資料)

本地区の概要等

1. 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1の地形図を使用したものである。

2. 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号	中県局農水(整)委託第13号
業務名	吉川堰地区農村地域防災減災事業調査計画委託
業務場所	弘前市大字米ヶ袋地内外
履行期間	契約締結の翌日から令和5年3月17日まで

吉川堰地区農村地域防災減災事業調査計画委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、青森県農林水産部農村整備課制定「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査共通仕様書」、「農村整備設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、吉川堰地区農村地域防災減災事業の事業計画策定のための調査計画等を行うものである。

(業務場所)

第3条 業務場所は、弘前市大字米ヶ袋地内外で、別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第4条 委託契約書と共通仕様書に記載されている以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は調査職員と緊密な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 作業の内容に著しい変更があった場合は、発注者と受注者の協議のうえ、契約内容の変更を行うこととする。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第5条 本業務の設計に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書

を適用する場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第6条 測量、地質調査及び調査計画業務等における作業条件は次のとおりである。

項 目	内 容
1 基本条件	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度農村地域防災減災事業の新規地区として、国の審査及び申請資料に適合する内容であること。・各種資料作成にあたっては、提出期日を把握したうえで、遅滞のないよう計画的な作業に努めること。
2 測量業務	<ul style="list-style-type: none">・本業務の目的を十分に理解し、後続の設計作業の支障とならないようにすること。

3 調査計画業務	・本業務の目的を十分に理解し、水路工の設計を行い、事業計画を作成すること。
----------	---------------------------------------

(参考図書)

第7条 測量及び調査計画業務の参考にする図書は、共通仕様書のほか、次によるものとする。

名 称	編者・著者・発行所	制定（改訂）年月
青森県農業農村整備事業 測量作業規程	青森県農村整備課	平成28年7月
土木製図基準	土木学会	平成21年2月
土地改良事業標準設計図面集	農林水産省	平成11年3月
設計業務照査の手引	青森県農村整備課	平成21年4月
各種 土地改良事業計画設計基準 基準書・技術書	農業農村工学会	—
新たな土地改良の効果算定 マニュアル	(株)大成出版社	平成27年9月
その他	<調査職員が指示したもの>	

(貸与資料)

第8条 貸与資料は次のとおりである。

貸与資料名	部数	備考
青森県農業農村整備事業設計積算 の手引き(R4.4)	1部	※調査職員と打ち合わせの上、必要に応じて写しを交付する。

(参考図書及び貸与資料の取扱)

第9条 前2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
2. 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には調査職員と協議する。
3. 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 業務の内容

(業務概要)

第10条 業務の概要は次のとおりである。

項目	内容
1 測量業務	・ 路線測量 N=1式
2 調査計画業務	・ 水路工の基本設計 N=1式 ・ 審査及び申請資料の作成 N=1式 ・ 事業計画書の作成 N=1式

(作業項目及び数量)

第11条 本業務における作業項目、数量は次のとおりである。

(1) 測量業務

項目	内容	数量	備考
1 作業計画	作業計画をたてる。	1 業務	
2 現地踏査	地区内を踏査し、把握する。	0.800km	
3 3級基準点測量	3級基準点測量を行う。	4 点	
4 横断測量	横断測量を行う。間隔 50m	0.800km	幅 W<45m
5 現地測量	現地測量	0.002km ²	

(2) 調査計画業務

項目	内容	数量	備考
基本設計：水路トンネル		0.800km	
1 準備作業			
1-1 現地調査	周辺の地形について必要な調査を行う。	1 式	補正 0.5
1-2 資料の検討	貸与資料を整理し、内容を把握する。	1 式	
2 設計計画			
2-1 基本条件の検討	現地調査の結果に基づき水理構造条件を決定する。	1 式	補正 0.5
2-2 トンネルの断面及び構造検討	トンネルタイプ及び標準断面を決定する。	1 式	補正 0.5
2-3 トンネルタイプの判定	推定地質による代表的トンネルタイプの検討をする。	1 式	補正 0.5
3 出入口構造の検討	出入口構造の概略の検討をする。	1 式	

4 水利検討 4-1 水理計算	標準断面による水理計算を行う。	0.800km	
5 平面縦断面図作成	平面縦断面図に概略タイプ区分を記入する。	0.800km	補正 0.5
6 数量計算	トンネル掘削、コンクリート、その他主要工事材料等の概略数量計算をする。	1 式	
7 施工計画	基本方針を立案する。	1 式	
8 概算工事費積算	主要工事数量と、事例等による単価で、概算工事費を算出する。	1 式	
9 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	補正 0.5
10 経済効果算定	総費用総便益を算出し、経済効果を算出する。	1 地区	
11 事業計画概要書、 添付図面等作成	所定様式により、事業計画概要書等を作成する。	1 式	
12 点検とりまとめ	各設計項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	補正 0.5

(業務上の留意事項)

第 12 条 本業務の実施に当たり、特に留意する点は、次のとおりである。

1. 弘前市及び吉川堰水利組合の意向を十分に把握し、事業計画に反映させるよう努めること。

(作業の留意点)

第 13 条 本業務の作業上、特に留意する点は、次のとおりである。

1. 作業に伴う立木伐採等については、事前に調査職員及び所有者の承諾を得ること。また、伐採の範囲は必要最低限に止めるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、トラブルが生じることのないように留意するものとする。
2. 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮するほか、水管理等の省力化・合理化についても検討するものとする。
3. 設計に当たって使用した理論、公式、文献及びページ等は、報告書に明示するものとする。
4. 事業量及び事業費の算定にあたっては、その算定根拠を明示するものとする。
5. 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
6. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に調査職員へ説明するものとする。
7. あおもり環境公共推進基本方針を踏まえて作業にあたるものとする。

(管理技術者)

第 14 条 管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学、総合技術監理部門：農業－農業土木又は農業－農業農村工学）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者とする。

(照査技術者)

第 15 条 本業務の実施に当たっては、委託契約書に規定する照査技術者を配置しなければならない。

1. 照査技術者は、技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学、総合技術監理部門：農業－農業土木又は農業－農業農村工学）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者とする。
2. 照査計画の作成に当たっては、照査の方法、事項について調査職員と協議の上作成するものとする。
3. 成果物の照査に用いる資料は、調査職員と協議するものとし、作成した資料は、報告書に含めて提出するものとする。
4. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することができない。

第 4 章 打合せ

(打合せ)

第 16 条 打合せ時期及び回数等は次に示すとおりである。

	作業段階	内 容
第 1 回	業務着手前	・業務の基本的事項及び業務計画等について打合せを行う。 ・調査職員と現地踏査をする。
第 2、3 回	中間	・細部条件、構造細目等について打合せを行う。
第 4 回	報告書原稿作成段階	・成果品のとりまとめ方法等について打合せを行う。

第5章 成果物

(成果品)

第17条 提出すべき成果品及び提出部数は、共通仕様書で定めるもののほか、次のものを提出すること。

成果品名	規格	部数	備考
1 業務報告書	A-4 横版	5部	測量成果、調査計画資料、事業計画書、参考資料、添付図面等
2 電子成果品	電子媒体 CD-ROM 等	5部	報告書の内容を全て電子データ化すること。

(成果品の装丁等)

第18条 成果品の装丁等は、次のとおりとする。

1. 業務報告書は、原則として1冊にまとめること。ただし、合冊が不可能な場合は分冊しても良いこととする。
2. 業務報告書の装丁は、チューブ式ファイルとする。
3. 提出先は、弘前市大字蔵主町4 中南地域県民局地域農林水産部 農村計画課とする。

第6章 その他

(定めなき事項)

第19条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

3 評価基準は次のとおりである。

(1) 応募資格の有無

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格(「東北地域」かつ「調査・研究」)		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当		該当すれば失格
5 青森県建設業者等指名要領に基づく知事の指名停止		該当すれば失格
6 県内に本店または支店を有していること。		該当しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は資格を有していること。		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価 [10 点満点]	
	(1) 同種業務の実績 (国・県発注のもの)	
	①過去 10 年間で 5 件以上の実績あり	10 点
	②過去 10 年間で 1 件以上の実績あり	5 点
	③過去 10 年間で実績なし	0 点
	技術者評価 [20 点満点]	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士(農業部門：農業土木又は農業農村工学、総合技術監理部門：農業－農業土木又は農業－農業農村工学)	7 点
	②RCCM(農業土木部門)、農業土木技術管理士	4 点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験 (国・県発注のもの)	
	①過去 5 年間で 3 件以上の経験あり	7 点
	②過去 5 年間で 1 件以上の経験あり	4 点
	③上記以外	0 点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
①各団体の目標 (推奨) 単位数を満たしている	6 点	
②各団体の目標 (推奨) 単位数の半数以上を満たしている	3 点	
③上記以外	0 点	
	30 点×技術力評価得点/技術力評価満点	点
2 価格評価 (70点)	70 点× (1 - 見積価格/予定価格)	点
合計 (100 点)		点

(様式第1号)

番 号
年 月 日

中南地域県民局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「吉川堰地区農村地域防災減災事業調査計画委託業務」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募要領5 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第2号)

番 号
年 月 日

中南地域県民局地域農林水産部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「吉川堰地区農村地域防災減災事業調査計画委託業務」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2部 (正1部、副1部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

中南地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「吉川堰地区農村地域防災減災事業調査計画委託業務」に関する企画提案書を審査した結果、
契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことをご通知いたします。

(担当者)

所属／部署

氏名

電話／FAX

E-mail

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
①事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
②事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
③新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定等が既存の業務と同様と認められる業務。
④それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企画等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・所有技術資格には資格の種類、部門(選択科目)を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1)配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(別紙1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。

※「(別紙2) 新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について」参照。

- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連 合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2年 90 ユニット／3年 120 ユニット／4年 150 ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発シ ステム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会 COD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年

(別紙2)

新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について

「配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」における今年度の暫定措置として、以下のとおり運用する。

証明日を令和3年3月31日に限定せず、過去2年間（平成31年4月1日から令和3年3月31日まで）のうち任意の1年間（例えば、令和元年1月から令和2年12月まで など）に取得した単位（ユニット）数を有効とする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／過去2年間のうち任意の1年間 60 ユニット／過去3年間のうち任意の2年間 90 ユニット／過去4年間のうち任意の3年間 120 ユニット／過去5年間のうち任意の4年間 150 ユニット／過去6年間のうち任意の5年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／過去2年間のうち任意の1年間 250 ポイント／過去6年間のうち任意の5年間
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／過去2年間のうち任意の1年間
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／過去2年間のうち任意の1年間
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／過去2年間のうち任意の1年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／過去2年間のうち任意の1年間
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／過去2年間のうち任意の1年間 150CPD 時間／過去4年間のうち任意の3年間
日本建築士会連合会	建築士会 COD 制度	12 単位／過去2年間のうち任意の1年間
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／過去2年間のうち任意の1年間
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／過去2年間のうち任意の1年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／過去2年間のうち任意の1年間